



児童1人当たり
5万円を給付

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の子育て世帯分)

国では、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける低所得の子育て世帯を支援するため「子育て世帯生活支援特別給付金」を実施。そのうち、ひとり親世帯以外の子育て世帯を対象とした給付内容についてお知らせします。

【問い合わせ・申請】新館地域福祉課(☎41-3575)

■対象・要件・申請手続き

要件に該当するか不明な場合は確認をしますので、新館地域福祉課へご連絡ください

対象	要件	手続き
令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合は20歳未満)を養育している人で、右記のいずれかの要件に該当する人	4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者で令和3年度住民税均等割非課税の人 ※公務員除く	申請不要
	令和3年度住民税均等割非課税または家計が急変(※)した人 ※公務員含む	申請必要
令和3年4月1日以降令和4年2月末までに生まれた児童を養育している人で、右記のいずれかの要件に該当する人	児童手当または特別児童扶養手当受給者で令和3年度住民税均等割非課税の人 ※公務員除く	申請不要
	令和3年度住民税均等割非課税または家計が急変(※)した人 ※公務員含む	申請必要

※家計が急変…新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、1月1日以降に令和3年度住民税均等割非課税者と同様の事情にあると認められる人

○申請必要の人…申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて新館地域福祉課へ提出
※必要書類は申請する人によって異なりますので、申請前に新館地域福祉課へお問い合わせください。申請様式は、新館地域福祉課に備え付けているほか、市ホームページに掲載しています



市ホームページ
QRコード

■支給額

児童1人当たり5万円

■申請期限

令和4年2月28日(月)

■支給時期

- 申請不要の人には、7月26日に4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込み(予定)
- 申請必要の人は、申請内容を確認後、順次支給する予定

同給付金(ひとり親世帯分)の対象で「申請不要の人」には5月に給付金を支給済みです。「申請必要の人」は、令和4年2月28日(月)までに忘れずに申請してください。申請様式は、市ホームページに掲載しています。

7月1日に予算化された 新型コロナウイルス感染症対策経費の概要をお知らせします

事業名	補正予算額	内容	問い合わせ
中小企業持続支援事業	290万円	国が支給する月次支援金のオンライン申請手続きに不安がある個人事業者を対象に、申請サポート会場を設置します。 ■会場 なはんプラザ ■設置期間 7月12日～8月20日	本館商工労政課(☎41-3539)

最大で月額
20万円を支給

売り上げが減少した旅行関連事業者などが対象 国の月次支援金



完全予約制

市独自で事業者の申請サポート窓口を開設しています

国では、「緊急事態措置」及び「まん延防止等重点措置」(以下「対象措置」)の影響緩和を図るため、令和3年4・5月のいずれかの売り上げが減少した旅行関連事業者などを対象に月次支援金を支給しています。

申請は、電子申請(オンライン)のみとなっていますが、自分自身で申請することが難しい人のための申請サポート窓口を市独自で設置しています。

■対象 旅行関連事業者のうち市内に本店または主な事業所を有する個人事業者

■期間 8月12日(木)まで
※土・日曜日、祝日、8月4日(水)を除く

■時間 午前9時30分～午後4時30分

■会場 なはんプラザ

■相談料 無料

■予約方法 ①国の月次支援金ホームページ(<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/>)にアクセスし申請IDを取得②登録確認機関(▶花巻商工会議所▶花巻信用金庫▶東北銀行花巻支店)で必要書類の事前確認を受ける③申請補助シートに必要事項を記入の上、本館商工労政課(☎41-3539)に予約

※申請補助シートは、本館商工労政課や申請サポート窓口を設置しているほか、市ホームページに掲載しています



市ホームページ
QRコード

◆ ◆ ◆ 国の月次支援金の概要 ◆ ◆ ◆

■対象 次の要件を全て満たす旅行関連事業者(飲食・宿泊・旅客運送・自動車賃貸・旅行代理店事業者、土産物店)など
▶対象措置の影響を受けた場合▶令和3年4・5月のいずれかの売り上げが、前年同月または前々年同月に比べ50%以上減少した場合

■給付額 「基準月の売り上げ」から「対象月の売り上げ」を差し引いた額

※1 基準月…令和元年または2年における対象月と同じ月

※2 対象月…対象措置が実施された月のうち、前年同月または前々年同月に比べ売り上げが50%以上減少した月

■上限額 ▶中小法人など…月額20万円▶個人事業者など…月額10万円

■申請期限 8月15日(日)まで

■申請方法 経済産業省が開設している「月次支援金の申請用ホームページ」から電子申請

※操作(申請)方法がよく分からない人を担当者がお手伝いします。上記の申請サポート窓口にご連絡ください



申請用ホームページ
QRコード

■相談窓口

○国の電話相談窓口 経済産業省月次支援金申請者専用相談窓口(☎0120-211-240)

○国の申請サポート会場(完全予約制) マリオス〔盛岡市盛岡駅前通2-9-1(☎0120-211-240)〕

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3539)